

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

庄内町長

市町村名 (市町村コード)	庄内町 (064289)	
地域名 (地域内農業集落名)	桑田 (桑田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月26日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小規模農家が法人に集積されたことにより、大規模農家中長期的な経営計画を策定しないと集落全体の未来が見通せない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後離農する農家がある場合は法人と拡大希望のある大規模農家で受託する。
- ・受託する農家が計画的な設備投資ができるように後継者のいない農家は計画的な離農を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	66 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
 地域(添津、三ヶ沢、千本杉、桑田)を一つの区域として考える。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
後継者がいる方、拡大希望のある方に集積・集約していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者や離農、経営転換する人は原則として農地中間管理機構へ貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町、農業委員会やJAと連携し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業等は、外部団体へ委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業機器(ドローン・自動水位計等)を導入し、作業の効率化・省力化に取り組んでいく。